

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等について

「配偶者からの暴力（いわゆるドメスティック・バイオレンス：DV）」についてご存知でしょうか？このリーフレットは、教育関係者の方々に、DVとそれに係る子どもや保護者等への適切な対応について理解を深めていただくために作成しています。

**配偶者からの暴力とは**、「配偶者や事実婚など親密な関係にある、又はあった者からふるわれる暴力」のことです。一般的に「DV」と呼ばれることから、このリーフレットでも「配偶者からの暴力」を「DV」とします。

DVは、犯罪につながる重大な人権侵害であり、夫婦間の個人的な問題ではなく、社会全体の問題としてとらえる必要があります。また、被害者だけでなく、その子どもにも重大な影響を与えるため、親子双方への適切な支援が必要になります。

※子どもの前で配偶者に暴力をふるうことは「児童虐待」にも当たります。

【児童虐待の防止等に関する法律第2条第4項】



### 子どもへの影響

暴力の目撃者になることは、子どもに多大なストレスを与えるとされています。また、自分の育った家庭での人間関係のパターンを学び、暴力を感情表現や問題解決の手段として学習してしまうともわれています。

### 例えば……

友人等に対して攻撃的な態度をとる、問題行動、多動、不安、自分の殻に閉じこもる、学習困難 など  
子どもの心は **助けて！ HELP!**

## 教育・保育関係者としての対応

### (1) 子どもへの対応

直接子どもに暴力がふるわれなくても、暴力がある家庭で生活すること、しかも、暴力の加害者・被害者が自分の父母であることは、子どもにとって大変つらいものです。子どもは寝ているように見えたとしても、音も声も聞いていますし、気まずい雰囲気も感じ取っています。

まずは、子どもも被害者であることを理解してください。

また、子どもは自分なりのやり方で、相手が安全な人か、自分を理解し、守ってくれる人かを確認しようとしています。

時間をかけて「ありのまま」の気持ちを受け止め、安心できる対応を心がけることが大切です。

子どもから相談されたときは、プライバシーに十分な配慮をお願いします。

被害者が「子どものために」と我慢しても、それが子どもに伝わっているかはわかりません。



### (2) 被害者への対応・・・相談機関の情報提供をお願いします。

「もしかして、DVかも」と感じたら、できるだけ早く被害者に言葉をかけ、速やかに専門の相談機関を紹介してください。（※裏面にDVに関する相談機関の連絡先を掲載しています。）

**【気を付けてほしいこと】（二次被害を防ぐために）**

- 加害者に気づかれないように……他人に話したことが加害者に分かれると被害が深刻になる恐れがあるため、注意が必要です。
- プライバシーに配慮して……★秘密を守る★ことが一番重要です。  
安心して話せる環境（保健室、相談室など）を確保してください。
- 信頼関係を築ける言葉と態度で……体の不調や子どもの悩みの背景に、DVが隠れていることがあります。注意して話を聞き、被害者を責めたり、アドバイスを押し付けたりしないことが大切です。

### 聞いてはいけない質問など

- 1 なぜ、いつまでもそんな人と一緒に暮らしているのですか？
- 2 私なら、そのようなことをされたら別れると思います。
- 3 少しくらい我慢したらいいのではないですか？



被害者は暴力への恐怖からマインド・コントロールされ、自分で意思決定することを否定され続けています。「あなたのことは、あなたが決めていい」という気持ちで、被害者の意思を尊重しながら話を聞いてください。

### (3) 加害者への対応

暴力から避難している被害者の子どもの、転校先や居住地等の情報を適切に管理し、加害者からの問い合わせ等があった場合には、より慎重な対応をお願いします。

- 暴力の加害者であっても子どもにとっては親です。
- 被害者との信頼関係を保つことが第一なので、被害者から相談されたことを加害者に打ち明けないでください。
- DV加害者の特徴は、相手を選んで暴力をふるう点です。誰にでも暴力的なわけではありません。
- 暴力をふるうのは「相手が悪いからだ」と主張することが多く、罪の意識が希薄です。

#### —被害者の了解を得て 検討してほしいこと—

- 所長、園長、学校長と担当者が連絡を密にし、被害者の状況や加害者への対応を十分把握しておく。
- あらかじめ最寄りの相談機関や警察署に連絡し、緊急時（子ども/被害者と連絡できない、ひどいケガを負っている等）の対応や連絡方法を相談しておく。
- 被害者が転居したとしても、加害者は、同級生や保護者、探偵を使って被害者や子どもの居場所を突き止めることがあるので、保育所、幼稚園、学校の注意では防ぎきれない事態が起きることを想定しておく。

#### ケース①・・・被害者が加害者から逃げて別居(離婚)している

DVを受けた被害者が、子どもを連れて家を出た場合、加害者は逃げた被害者を連れ戻すために、子どもがそれまで通っていた保育所、幼稚園、学校または教育委員会に、転出先を問い合わせたり、通学路で待ち伏せしたりすることがあります。

**子への接近禁止命令**（※右ページ参照）が発令されていることについて、被害者である保護者から申し出があった場合、加害者からの問い合わせに対しては、子どもの居場所を知られることのないように十分な配慮をしてください。また、通学路での待ち伏せ等が確認された場合は、警察に通報するなど、適切な対応をしてください。

なお、子への接近禁止命令は発令されていないが、DVのために避難しているとの申し出を保護者から受けた場合は、子どもの安全確保を第一に考えて、組織として問い合わせ等への対応を検討しておくことが大切です。

#### ケース②・・・子どもと血縁関係のない人が同居(交際)している

配偶者からの暴力の「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「**事実婚**」を含みます。

さらに平成26年1月3日に施行される改正DV防止法では、これまで事実婚を含む配偶者と元配偶者からの暴力に限っていた**適用対象を「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」に準用し、拡大します。**

これによって、同居している恋人間の暴力（デートDV）の被害者も、配偶者暴力相談支援センターに相談し、一時保護を受けられるほか、加害者に接近禁止や退去などの保護命令を出すよう、裁判所に申し立てることも可能になります。

被害者には、専門の相談機関の情報提供をお願いします。



**「最近、配偶者が私の言うことを聞かなくて暴力をふるってしまった・・・」  
もし、自分のパートナーに暴力をふるったことを口にした場面に出会ったら、**

- ・加害者の気持ちは受け止め、人格は否定しないでください。
- ・「暴力は容認できない、言葉で伝えるべきだ」ということを伝えてください。

## DVって何？

### 暴力の特徴

DVは、家庭内で行われることが多いため、表面化しにくく、被害者が、生命に関わる深刻な状況に置かれることがあります。暴力を受けるのは被害者に非があるからだとか加害者に言われて、自分自身を責めたり、忍従を重ねたりすることが少なくありません。

一方、加害者には、一時的に和解しても、すぐに同じことを繰り返す特徴があります。また、一定のタイプはなく、年齢、学歴、職種、年収には関係がないといわれています。中には、人当たりが良く、社会的信用があり、周囲からは「家庭で暴力をふるっているとは想像できない。」と思われている人もいます。

DVは次第にエスカレートする傾向があるため、早期の発見・対応が必要です。



### 暴力の形態

身体的暴力	殴る／蹴る／物を投げつける／髪を引っ張る／首を絞める／刃物を突きつける
精神的暴力	話しかけても無視する／暴言をはく／大声でどなる／生活費を渡さない／人付き合いを制限する
性的暴力	性行為を強要する／避妊に協力しない／中絶を強要する／見たくないのにポルノビデオ等を見せる
子どもを利用した暴力	子どもの前で暴力をふるう／「子どもに暴力を加える」と脅す ※子どもの前で配偶者に暴力をふるうことは「児童虐待」にも当たります。 (児童虐待の防止等に関する法律第2条第4項)

■精神的・性的・子どもを利用したものなども暴力に当たります。

## 保護命令

保護命令とは、配偶者から、身体に対する暴力や生命・身体に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者からの更なる身体に対する暴力により、生命又は身体に対する重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者からの申立てにより、裁判所が加害者に対し発する命令です。

### (1) 退去命令

被害者と加害者が生活の本拠を共にする場合、加害者にその住居からの退去及び住居の付近のはいかいを禁止する命令です。退去等の期間は2か月です。

### (2) 接近禁止命令

#### ○ 被害者への接近禁止命令

被害者の身辺につきまとい、住居・勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。接近禁止の期間は6か月です。

#### ○ 被害者と同じく同居している未成年の子への接近禁止命令

子の身辺へのつきまといや住居・学校等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。子が15歳以上の場合は、子の同意がある場合に限り、

接近禁止の期間は6か月で、被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。

#### ○ 被害者の親族、支援者等への接近禁止命令

親族や被害者と社会生活において密接な関係を有する者の身辺へのつきまといや住居・勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。親族等の同意がある場合に限り、

接近禁止の期間は6か月で、被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。

### (3) 電話等禁止命令

被害者に対する一定の電話・電子メール等※を禁止する命令です。

期間は6か月で、被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。

(※面会の要求、無言電話、夜間や連続しての電話・メール・FAX等)

## DVに関する相談機関の連絡先

県や警察にはDVについての相談窓口があり、被害者の状況に応じたアドバイスを行っています。子どもの言動から、家庭においてDVの恐れがあると気づいた場合、又は被害者である保護者から相談を受けた場合は、**早めに相談機関に相談できるよう情報提供をお願いします。**

なお、相談機関では、相談内容について秘密は厳守しています。



### 愛媛県配偶者暴力相談支援センター

通報機関

愛媛県婦人相談所	月～金 8:30～17:15	089-927-3490
愛媛県男女共同参画センター	火～金 8:30～17:30 土・日 8:30～16:30	089-926-1644

### 市町配偶者暴力相談支援センター

通報機関

新居浜市 配偶者暴力相談支援センター	月～金 8:30～17:15	0897-65-1480
-----------------------	----------------	--------------

### 警察署

通報機関

警察本部警察総合相談室	月～日 24時間 (夜間・土・日・祝日は当直対応)	089-931-9110 #9110
県内各警察署の相談窓口		各警察署の代表電話番号 緊急時は110番

### 児童に関する相談窓口

中央児童相談所	月～金 8:30～17:15	089-922-5040
---------	----------------	--------------

### 生活・児童・家庭などに関する相談窓口

東予地方局 地域福祉課	月・火・木・金 8:30～17:00	0897-56-1300 (東予地方局代表電話)
南予地方局 地域福祉課		0895-22-5211 (南予地方局代表電話)

**配偶者暴力相談支援センター**は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のために、DV防止法に基づいて設置された施設です。

### 配偶者暴力相談支援センターの業務

- (日)被害者に関する各般の問題についての相談
- (月)被害者の心身の健康を回復させるためのカウンセリング
- (火)被害者及びその同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- (水)自立して生活することを促進するための就業、住宅等の情報提供、関係機関との連絡調整、その他の援助
- (木)保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
- (金)被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助 等

### 『ひとりでがまんしないで。相談してみませんか？』

※その他、法務局、各市町にも相談を受け付ける窓口があります。

※DV相談ナビ(0570-0-55210)で、お近くの相談窓口をお答えします。

発行/愛媛県県民環境部管理局男女参画・県民協働課

〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2

TEL: 089-912-2332 / FAX: 089-912-2444

E-mail: danjokyodo@pref.ehime.jp

協力/愛媛県教育委員会・愛媛県警察本部・松山赤十字病院小児科



女性に対する暴力根絶  
のためのシンボルマーク

【発行：平成25年10月】